

平成 29 年度 岐阜工業高等専門学校シラバス						
教科目名	建築法規		担当教員	櫻木耕史		
学年学科	5年 建築学科		通年	必修	2単位(学修)	
学習・教育目標	(D-2 社会技術) 100%			JABEE 基準 1 (1) : (d)		
<b>授業の目標と期待される効果：</b> 建築物の設計・施工に必要な不可欠である建築基準法と関係法令について、条文の主旨・内容の理解を図ります。具体的には以下の項目を標とする。  ①建築基準法に関わる申請等の実務的内容の理解 ②建築物の敷地、一般構造、避難、建築設備等の規制の内容の理解 ③都市計画区域における建築物の敷地、用途、面積、高さ、構造等の規制の理解 ④都市計画法、各種建築関連法令の理解 ⑤その他の建築関連法規の概要の理解			<b>成績評価の方法：</b> 前期：中間試験 100点＋期末試験 100点 後期：期末試験 100点 とし、総得点率(%)によって成績評価を行なう。なお、成績評価に教室外学修の内容は含まれる。  <b>達成度評価の基準：</b> 建築士資格試験と同レベルの問題を試験で出題し、6割以上の正答レベルまで達していること。なお成績評価へ重みは①～⑤を各 20%程度とする。  ① 建築用語の定義及び確認申請業務に関する問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる ② 建築基準法における建築物の敷地に関連する規定(道路、用途地域、建蔽率、容積率、高さ等)の問題をほぼ正確(6割以上)に行なうことができる ③ 建築基準法に規定された建築物の一般構造に関する問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる ④ 建築基準法に規定された建築物の避難規定に関する問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる ⑤ その他の建築関連法規に関する問題をほぼ正確(6割以上)に解くことができる			
<b>授業の進め方とアドバイス：</b> 建築基準法関係規定に関わる幅広い知識の習得のため、主要条文について法令集を読み合わせながら、法の規制が設けられた社会背景や、建物に求められるもの、成文化された条文の読解、具体的な規制の内容を解説します。あわせて、建築士資格試験について解説を行っていくので、十分復習し受験準備をされたい。						
<b>教科書および参考書：</b> 建築基準関係法令集〔法令編〕平成 29 年版 井上書院発行 適宜プリントを配布する。						
授業の概要と予定：前期			教室外学修	ALのレベル		
第 1 回：建築基準法の概要、目的			条文の読み方を復習する			
第 2 回：用語の定義①			用語を復習する			
第 3 回：用語の定義②、建築主事、設計及び工事監理			用語を復習する			
第 4 回：適用の除外、既存不適格、建築確認			建築確認申請書の書き方演習			
第 5 回：建築物の検査、用途変更、建築物の敷地			検査に関する演習			
第 6 回：都市計画区域、道路の定義			道路に関する演習	C		
第 7 回：敷地と道路の関係			接道に関する演習	C		
第 8 回：中間のまとめ(試験)						
第 9 回：用途地域			用途地域に関する演習	C		
第 10 回：容積率・建蔽率①			容積率・建蔽率の演習	C		
第 11 回：容積率・建蔽率②			容積率・建蔽率の演習	C		
第 12 回：壁面後退・絶対高さ制限			絶対高さ制限の演習			
第 13 回：建築物の各部分の高さの制限①			高さ制限に関する演習	C		
第 14 回：建築物の各部分の高さの制限②			高さ制限に関する演習	C		
期末試験						
第 15 回：天空率、高度地区等			天空率に関する演習			

授業の概要と予定：後期		ALのレベル
第16回：日影制限	日影規制に関する演習	C
第17回：耐火・準耐火建築物と防火地域・準防火地域	防火規制に関する演習	C
第18回：特殊建築物の対か・準耐火の制限	耐火制限に関する演習	C
第19回：法22条区域の制限、大規模木造建築物、防火壁	法22条区域の復習	
第20回：居室の採光	採光補正係数の計算演習	
第21回：居室の換気、シックハウス対策、建築設備	シックハウスに関する演習	
第22回：地階居室、界壁、便所、避雷設備、昇降機	一般構造に関する演習	
第23回：特殊建築物の避難①（適用の範囲、設置）	避難施設に関する演習	
第24回：特殊建築物の避難②（廊下～2以上の直通階段）	避難施設に関する演習	
第25回：特殊建築物の避難③（避難階段～敷地内通路、検証法）	避難施設に関する演習	
第26回：排煙設備、非常照明、非常進入口	防火設備に関する演習	
第27回：内装制限、防火区画①	内装制限・防火区画の演習	
第28回：防火区画②、一般構造（床、天井、階段）	一般構造に関する演習	
第29回：簡易建築物・仮使用・仮設許可・工作物・都市計画法	工作物に関する演習	
期末試験		
第30回：建築士法、その他関係法令		

#### 評価（ルーブリック）

達成度 評価項目	理想的な到達 レベルの目安 （優）	標準的な到達 レベルの目安 （良）	未到達 レベルの目安 （不可）
①	建築用語の定義及び確認申請業務に関する問題を正確（8割以上）に解くことができる。	建築用語の定義及び確認申請業務に関する問題をほぼ正確（6割以上）に解くことができる。	建築用語の定義及び確認申請業務に関する問題を解くことができない。
②	建築基準法における建築物の敷地に関連する規定（道路、用途地域、建蔽率、容積率、高さ等）の問題を正確（8割以上）に解くことができる。	建築基準法における建築物の敷地に関連する規定（道路、用途地域、建蔽率、容積率、高さ等）の問題をほぼ正確（6割以上）に解くことができる。	建築基準法における建築物の敷地に関連する規定（道路、用途地域、建蔽率、容積率、高さ等）の問題を解くことができない。
③	建築基準法に規定された建築物の一般構造に関する問題を正確（8割以上）に解くことができる。	建築基準法に規定された建築物の一般構造に関する問題をほぼ正確（6割以上）に解くことができる。	建築基準法に規定された建築物の一般構造に関する問題を解くことができない。
④	建築基準法に規定された建築物の避難規定に関する問題を正確（8割以上）に解くことができる。	建築基準法に規定された建築物の避難規定に関する問題をほぼ正確（6割以上）に解くことができる。	建築基準法に規定された建築物の避難規定に関する問題を解くことができない。
⑤	その他の建築関連法規に関する問題を正確（8割以上）に解くことができる。	その他の建築関連法規に関する問題をほぼ正確（6割以上）に解くことができる。	その他の建築関連法規に関する問題を解くことができない。